

令和 3 年度 姫路市地域自立支援協議会専門部会 検討概要

令和 3 年度における姫路市地域自立支援協議会専門部会では、コロナ禍における社会情勢を鑑み、オンライン開催や書面開催を交えながら、障害福祉推進計画に上がっている課題について、検討を必要とするテーマを優先し、検討を行った。

まず、暮らし部会においては、地域生活支援拠点等の整備をテーマに「緊急時の受け入れ・対応」について検討し、現状を把握するとともに、体制整備に向けて、方向性の提案を行った。

つながる部会においては、新しい相談支援体制で障害のある方々等からの相談対応を開始して、約 1 年を過ぎ、「相談支援・新体制の検証について」をテーマに、関係機関や当事者の皆様に新しい仕組みを説明するとともに、意見や質問をいただくことで現在の体制における課題を明確にした。

まもる部会では、定期的で開催している「触法障害者支援ネットワーク会議」を開催し、各機関の情報交換を行うとともに入口支援の方法を見直した。また、「障害者差別解消法への対応について」をテーマに、障害者が感じる情報のバリアについて現状をお聞きし、協議するとともに、萬代委員の研究と協働で、地域自立支援協議会における「障害当事者の声」の政策反映モデルを構築に向けて協議した。

しごと部会では、「就労支援体制のあり方について」をテーマに姫路市における就労アセスメントの体制について協議するとともに、事業者部会と合同で「就労アセスメントの意義と方法について」をテーマにオンライン研修会を開催した。

こども部会では、「学校・放課後児童クラブ・事業所との連携について」をテーマに、昨年の検討に加えて放課後児童クラブの現状を把握するとともに、教育と福祉の連携について検討を行った。

昨年度まで暮らし部会で検討していた日中サービス支援型グループホームについて、新たに「日中サービス支援型グループホーム部会」を立ち上げ、その整備状況や活動の状況の検証を行った。

その他、現在、姫路市において課題となっている生産活動振興事業について、検討部会を開催し、生産活動(授産活動を含む)振興拠点のあり方について協議し、今後のあり方について提言を行った。

以下、検討内容の詳細について報告する。

地域生活・移行プロジェクト【くらし部会】

テーマ：「姫路における地域生活支援拠点等の整備について」

・10月26日 第1回 姫路市における地域生活支援拠点等の整備の現状と課題について

・12月17日 第2回 姫路市における地域生活支援拠点等の整備の方向性について

第1回会議構成委員		第2回会議構成委員	
1	姫路市立広畑障害者デイサービスセンター	1	姫路市立広畑障害者デイサービスセンター
2	香翠寮	2	香翠寮
3	基幹相談支援センター	3	基幹相談支援センター
4	姫路暁乃里	4	姫路暁乃里
5	障害者支援施設 三愛園	5	障害者支援施設 三愛園
6	障害福祉課	6	障害福祉課

<会議に出された意見のまとめ>

1. 地域生活支援拠点とは

- ◆ 地域生活支援拠点等とは、障害者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据えた、居住支援のための機能をもつ場所や体制のことを言い、居住支援のための主な機能として、相談、緊急時の受け入れ・対応、体験の機会・場、専門的人材の確保・養成、地域の体制づくりの5つを柱としている。
- ◆ 拠点には5つの機能があるが、その中で最も気になるのが「緊急時の受け入れ・対応」である。まず、今年度のくらし部会においては、緊急の短期入所など「緊急時の受け入れ・対応」について絞って検討を行った。

2. 緊急の短期入所など「緊急時の受け入れ・対応」の現状

- ◆ 家族の入院など、緊急を要する短期入所の受け入れ実績は、年間数件の事例が挙げられているが、明確な実数は把握できていない。知的障害や障害児の短期入所は、通常時でも確保が難しく、緊急時の受け入れについて、現在の支給決定の枠では、困難を極めている。
- ◆ 現状の緊急時の受け入れ事例から、①受け入れ可能な事業所のリスト化、②複数事業所での連携・引継ぎ、③受け入れ時の利用者の情報収集などの課題が挙げられた。

3. 「緊急時の受け入れ・対応」の体制整備に必要なこと

- ◆ 「緊急時の受け入れ・対応」の体制整備としては、短期入所のみには頼るのではなく、ホームヘルパーの緊急派遣も併せて整備していくことが必要である。
- ◆ 緊急時の利用は契約制度になじまないため、行政がある程度、枠決めをして緊急時の受け入れ先を指定して面的整備をしていくことが重要である。

- ◆ 実際に仕組みを考えていくには、緊急時の定義や緊急受入事業所の指定基準などを明確にしていくことが必要である。
- ◆ 受入事業所としては、緊急時の利用者情報の提供や送迎など入所の準備の支援、関係機関との調整など、コーディネートを行う仕組みを作っていくことが重要である。
- ◆ 「緊急時の受け入れ・対応」の仕組みについて、どこで検討し、決めていくのかを明確にしていく必要がある。

4. 「緊急時の受け入れ・対応」の体制整備の方向性

- ◆ 姫路市において、地域生活支援拠点として位置付ける。
 - 拠点であることを運営規定に明記し、届け出を行うことが必要
 - 利用者ごとに、短期入所利用開始日について、1日につき所定単位数に100単位を加算
- ◆ 地域生活支援として位置付けるための要件
 - 障害者支援施設を併設していること
 - 緊急時の受け入れ・対応を行う事業所であること
 - 短期入所利用(予定)者に、緊急受入を実施する事業所であること及び緊急受入時には、他の短期入所利用者の受け入れを行わない場合があることを説明し、同意を得ること
 - 年1回、緊急受入実施状況を自立支援協議会(専門部会)に報告すること
- ◆ 緊急短期入所受け入れ時の留意事項
 - 原則、既利用(予定)者を調整し、定員内で受け入れを行うこと
- ◆ その他
 - 地域生活支援拠点として位置付けられた事業所については、相談支援事業所等と情報共有するが、平時より相談支援事業所との交流に努めること
 - 緊急時には、他事業所より優先して調整の連絡が入ることとなるが、地域生活支援拠点として位置付けられ、当該受入対象者以外の利用にも加算算定が可能になっていることを念頭に、緊急受入調整時には、可能な限り調整を行うこと

5. 今後の検討課題

- ◆ 障害者支援施設に絞ることの是非
 - 条件設定をすることで手を挙げるところが限られてくるのではないか。
 - 緊急受入を行うためには、一定の設備とスキルが必要である。
- ◆ 緊急受入時の既利用者との調整方法
 - 拠点のしくみとして流れやリストをつくる必要がある。
 - 利用者情報の情報提供方法の標準化が必要である。
 - 緊急時においては、柔軟な支給決定を行う必要がある。
 - 現状としては、まずは、家族などの自助、次いで契約しているサービス事業所、それが難しい場合に拠点の利用ということになる。

以上の議論を踏まえて、今後も継続して検討していくこととした。

相談支援プロジェクト【つながる部会】

テーマ：「相談支援新体制の検証について」

・7月21日 第1回 関係機関からみた再編について

・1月20日 第2回 当事者からみた再編について

第1回会議構成委員		第2回会議構成委員	
1	相談支援事業所 ロッキー	1	姫路市身体障害者福祉協会
2	相談支援事業所 まろん	2	姫路地区手をつなぐ育成会
3	西部ひめりんく	3	姫路市精神保健福祉連合会
4	姫路市総合通園センター 発達相談室	4	はりま福祉ネットワーク
5	姫路市地域包括支援課	5	書写養護学校 PTA
6	製鉄記念広畑病院	6	兵庫県 LD 親の会たつのこ
7	こども家庭総合支援室	7	北部ひめりんく
8	姫路市中央保健センター	8	姫路市基幹相談支援センター
9	姫路市基幹相談支援センター	9	姫路市障害福祉課
10	姫路市障害福祉課		

<会議に出された意見のまとめ>

◆ はじめに

- 姫路市では、昨年10月、従来の相談支援体制を見直し、基幹相談支援センター及び地域相談窓口「ひめりんく」5か所を設置した。
- 新しい相談支援体制で障害のある方々等からの相談対応を開始して、約1年を過ぎ、今年度のつながる部会では、「相談支援・新体制の検証について」をテーマに、関係機関や当事者の皆様に新しい仕組みを説明するとともに、意見や質問をいただくことで現在の体制における課題を検討していきたい。

第1回「関係機関からみた再編について」

◆ 新体制で評価できるところ

- 以前の「りんく」への相談は、大人の相談が多かったが、現在は児童の相談件数が多くなった。
- 相談支援事業所が見つかりにくい中で、「ひめりんく」が出来たことによって相談できる場所が出来たことは大きい。
- ひめりんくができてから、相談支援事業所を探している市民が直接相談支援事業所へ連絡してこられることが減った。
- 基幹相談支援センターが同じ総合福祉会館になったことで、相談や連携がしやすくなった。
- 障害福祉サービス導入の部分では、大変助けてもらっている。
- 手帳取得までは至らない方の相談について、「ひめりんく」、基幹相談支援センターと相談しながら進めている。
- 相談窓口が明確になったことで相談はしやすくなった。

◆ 新体制で課題と思われるところ

- 障害福祉課、基幹相談支援センター、ひめりんく、この3者の役割が明確でない。どこに何を相談したらいいのかわからない。権利擁護の観点から虐待などの相談先が分かりにくい。
- 「ひめりんく」は5か所しかないのは広域すぎないか。基本的にアウトリーチできないこと、担当者が一人だけであること、相談受付時間が16時までであることは、課題である。
- 障害福祉課の中でも大人と子供の担当がわかりにくく、こども家庭センターなど関係機関との連携に当たっては、協力してほしい。
- 「ひめりんく」の近くまで行ったが結局、場所がわからなくて辿りつけず、地理的にわからず諦めたとの声もある。
- 行政の担当者や「ひめりんく」の地域によって対応が異なるため困惑している。まずその方針を明確にしてほしい。事業所と直接相談してほしいと言われることがあった。
- 精神疾患をお持ちの患者さんの多くは保健センターに相談するが「ひめりんく」の介入も検討していただきたい。

◆ その他の意見

- サービスを利用したい方に対して、障害福祉課に支給決定の可否を確認してから相談支援事業所につなぐようにしている。
- 障害福祉課の窓口が相談機能を失ってはいないか。「ひめりんく」や相談支援に任せているという形になってしまっていて支給決定にのみ紐づいてしまっているのではないか。
- 国の制度で支援は変わりつつあるが、何十年も変わってないのが支給決定の仕方。積み上げ方式がまだ残っているため、相談支援専門員のスキルが求められてしまう。それが相談がうまくいかない要因ではないかと感じている。

第2回 「当事者からみた再編について」

◆ 新体制で評価できるところ

- 基幹相談支援センターに不安な気持ちを聞いてもらえ、動いてもらえたのでよかった。
- これからサービスを受ける方についての窓口としては、わかりやすくなった。
- 3層構造になったことで、相談や連携がしやすくなった。
- 1歳、3歳児検診で、発達障害があれば相談支援事業所や行政につながり、サービスにはつながりやすくなっている。
- 相談窓口が明確になったことで相談はしやすくなった

◆ 新体制で課題と思われるところ

- 障害福祉課と保健所と「ひめりんく」とをたらい回しになったとか、どこに言えばいいのわからないとの相談を受けることがある。相談を受けたあとのフォロー

体制がどうなっているのか。1人体制でどこまでできているのかお聞きしたい。

- 「ひめりんく」の存在を障害者に周知していく方法が課題である。
- 相談支援やサービス利用について、保護者や学校の中でいろんな情報が飛び交っている。この会議では様々な支援など考えてもらっているが、末端に支援が届いてない現実がある。正しい情報が届くようにしてもらいたい。
- 相談支援専門員に相談しても分かっていないこともあるので、知識のばらつきを無くすために研修があればいいと思う。
- 当事者の方がいろんな思いを持っておられるので、三層構造の二層にピアサポーターの配置が充実すればいいのにと感じた。

◆ その他の意見

- これからは、「ひきこもり」になってしまっている方たちのフォローが必要だと感じる。
- セルフプランについての取り扱いがわからない。
- 介護保険移行の受け入れ体制づくりでケアマネが障害福祉サービスのことを知らない方が多い。知的、精神の方が要介護度が出にくいのが現実である。
- 家族が高齢になって、緊急時に対応してもらえるのか不安である。
- 学校は教育が主になるので福祉サービスについての知識が少なく、教育と福祉は別物として扱われているように感じるので、相互に理解してもらえたらと思う。
- 障害者の各団体同士のつながりは大切だと思う。
- 今回、つながる部会に呼んでもらえてよかった。これからもこのような機会を作ってほしい。自分の団体に戻って会員にも内容を伝えたい。

権利擁護プロジェクト【まもる部会】

テーマ：姫路における触法障害者支援のしくみ

10月19日 第1回「姫路市における触法障害者支援の現状と課題について」

会議構成員	
1	姫路市社会福祉協議会 総合相談支援課
2	仁恵病院 地域連携室
3	城陽法律事務所
4	STREAM 法律事務所
5	弁護士法人ひょうごパブリック法律事務所
6	水田法律事務所
7	姫路さくら法律事務所
8	しらさぎ法律事務所
9	神戸地方検察庁 姫路支部
10	神戸保護観察所 姫路駐在官事務所
11	兵庫県地域生活定着支援センター ウィズ
12	姫路市保護司会
13	姫路市保健所 健康課
14	姫路市基幹相談支援センター

<出された意見のまとめ>

1. 現在の触法障害者の支援の状況（各委員からの報告）

- ◆ 相談支援の現状から
 - 地域の障害者の窓口として地域別に5か所できた。触法については基幹相談支援センターが最初、受け入れて必要な支援のところに繋いでいく役割を担ってきた。
- ◆ 保健所の現状から
 - 個別に支援をエリアごとに3つの保健センターと分室3つの合計6つで触法ケースに対応している。警察からは必要に応じて相談という形でご連絡をいただいている。精神科受診依頼の調整を行っている。
- ◆ 暮らしと仕事の相談窓口の現状から
 - 釈放後に寝る場所がないなどの相談に役所を訪れた方が役所を通じて、暮らしと仕事の相談窓口にいらっしゃることが多い。相談件数としては4月から9月で9件寄せられている。
- ◆ 弁護士活動の現状から
 - 「ひめりんく」が地域別になり、大変便利になり利用しやすくなった。知的の方に関しては、病院へ連絡すると、すでに支援を行われているとのことであまくつながっているケースもある。

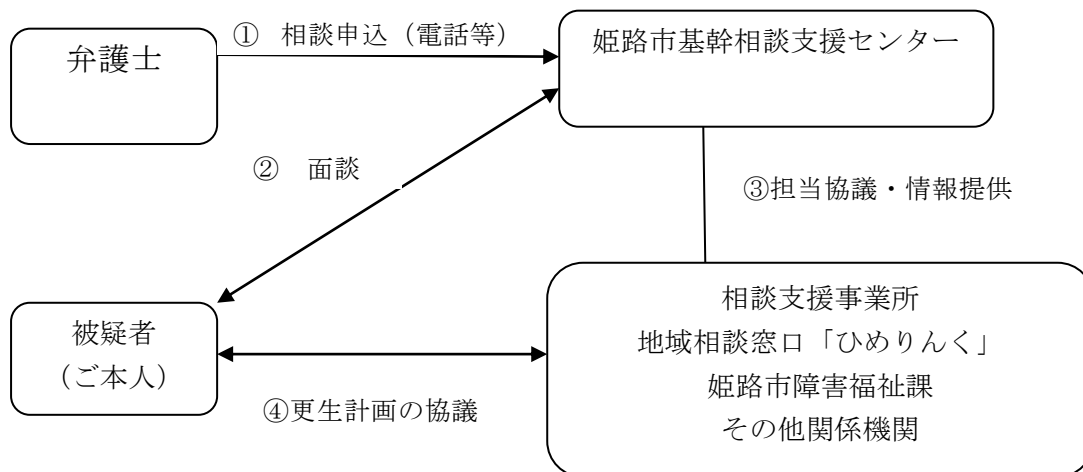
- 弁護士会のことを言うと、ネットワークの周知や、入口支援について新人研修の際には触法について理解してもらうようにしている。
- ◆ 保護観察所の現状から
 - 令和3年3月末時点で姫路市における保護観察がついている方が148人。姫路市とともに再犯防止計画を立て、再生に向けて地域全体で取り組んでいきたい。
- ◆ 定着支援センターの現状から
 - 入口支援について、2013年の後半から兵庫県の弁護士会と連携して弁護士会からの依頼を中心にやってきている。2018年から2020年の3年間は国からのモデル事業として手を挙げて入口支援を行っている。
 - 国からの方針としては保護観察からの入口支援をしてもらいたいとのこと。関係機関を話し合っ進めてはいきたいが、なかなか協議の場の設定ができずに今に至っている。
- ◆ 更生保護施設の現状から
 - 相談場所がないためにホームレスになったり、生活に変化が出てしまう。触法に関する件数は去年で2件。6か月で定着を調整していくがなかなかむずかしい。

2. 今後の姫路における触法障害者の支援の仕組みについて

● 姫路における入口支援の仕組み

「姫路市基幹相談支援センター」をケースの受付先とし、権利擁護の業務として勾留中や裁判中の相談、サービス計画の立案を支援するという支援の仕組み作りを提案したい。

<入口支援>



- ◆ 入口支援の流れについて
 - 入口支援としてまず、姫路市の基幹相談支援センターに連絡をさせてもらう。その後、基幹相談支援センターからアドバイスなどがあり、基幹相談支援センター

から相談事業所へ繋いでもらっているということで合っているか。

- 最初の窓口は、基幹相談支援センターに一本化したい。
- ◆ 「入り口支援チェックシート」の活用について
 - チェックシートについては、弁護士からここまで細かい内容を記入することができないという意見も出ていて、見直しを図っている。
 - チェックシートの件だが、個人情報のやりとりになるので、事前に情報を送ってもらうことにはなっていたが、FAXに気づくことが遅れたりするため、FAXを送られる前にお電話をいただきたい。
 - 流れとして、情報をキャプボールしながら、チェックシートを必要に応じて使う形としたい。
- ◆ 初回接見の際の弁護士の同席について
 - 初回接見の際の弁護士の同席は必要であり、当たり前だと思う。可能であるならば同席してほしいではなく、同席を原則としてほしい。

テーマ：「障害者差別解消法への対応について」

11月25日 第2回「障害者が感じる情報のバリアについて」

会議構成員	
1	姫路市身体障害者福祉協会
2	姫路地区手をつなぐ育成会
3	姫路市難病団体連絡協議会
4	はりま福祉ネットワーク
5	姫路市精神保健福祉連合会（ひめかれん）
6	姫路市障害福祉課

<出された意見のまとめ>

1. 皆さんが思う情報のバリアの現状について（各委員からの報告）

- ◆ 視覚障害の現状から
 - コロナ禍の日常生活において視覚障害者にとって困る事があって、何でもタッチパネル(触れないで指の動きでセンサーが動いて表示する)はどうしようもない。
 - 衆議院議員選挙の際、点字投票をお願いすることを伝えたが、3～4名程度の係の方に「代理投票ですか？」と言われた。点字版が箱にしまわれた状態のままであった。
- ◆ 聴覚障害の現状から
 - 聴覚障害といっても人それぞれ聞こえ方が異なる。中途失聴と難聴、ろう者でも症状が異なる。コミュニケーション手段として、筆談、手話、読話、携帯、パソコンの利用など。これらは単独ではなく、複数を用いて活用していくことが必要。

- ◆ 知的障害の現状から
 - 知的を持っている方も外見ではわかりにくい場合がある。他都市にはなるが、知的障害のことを理解してもらうために、ポスターを作ってお知らせをしている。コロナ禍においても予防接種など、障害特性を持っている方専用の日時を設定するなど個々の空間で接種できるようにしてもらえたらと思う。
 - 公共交通機関を利用する場合は、案内など視覚から入ってくる情報は分かる。スマホも大変便利な機能であるが、使えない方も多くいる。また、障害者割引の制度等はまだ身近に情報が入ってくれば良いと思う。
- ◆ 難病者の現状から
 - 今、コロナ禍でZOOMによるオンラインが主流になりつつあって大変便利な機能だが、操作等を教えてもらえる機会があればと思う。先程、話に出たように障害の種類が多数あることをみなさんに知ってほしい。市民の方のちょっとした声かけがあったり、手を差し伸べてもらえれば安心して外出することができるのではと思う。
 - 姫路市に要望として出しているのが、タブレットとスマホの提供である。神戸市では点字の中にタグを埋め込んでそれをアプリで読み取って歩くようなことも考えられている。また、スニーカーの底にタグが埋められていて振動をおこしてタブレットで知らせるような商品もある。
- ◆ 身体障害の現状から
 - 市役所のホームページに福祉の制度は掲載されているが非常にわかりにくい。内容としても簡潔に説明してあって理解できない。ホテルを利用した際に車椅子の方も利用可能と案内されたが、エレベーターまでいくのにも段差があったり、情報と異なることが多くある。
- ◆ 精神障害の現状から
 - 福祉サービスの制度の情報が不足していて、どこで情報を入手するのか分かりにくい。具体的には、障害年金の制度の申請や新しい医療機関など情報不足を感じている。

2. 皆さんが必要に感じている情報について

- ◆ これからは災害に関する情報が必要だと思う。
- ◆ ワクチン接種の際の分かりやすい情報
- ◆ デジタルを使用する際の勉強会の開催
- ◆ デジタルを使つての障害福祉課の情報の中で自分が知りたい情報

3. まとめ

- ◆ 困りごとにも個別性があり、情報を取ることに合理的配慮は各自で発信していく必要があると思う。情報源は情報をとる、情報を整理する、情報を伝えるこの3つであるが、新たな問題としては、情報を取捨選択することで、情報を整理するための支援や自分の情報を伝えることへの課題があることがわかった。

テーマ：「地域自立支援協議会における「障害当事者の声」の政策反映モデル構築」

1月13日 第3回「会議などに参加することのない大多数の障害当事者の意見を集めるための方法」

	会議構成員
1	はりま福祉ネットワーク
2	姫路地区手をつなぐ育成会
3	姫路市精神保健福祉連合会
4	姫路市身体障害者福祉協会
5	姫路市基幹相談支援センター
6	宿泊型自立訓練「さざんくろす」
7	姫路市障害福祉課

研究概要

障害者権利条約のスローガンにあるように、障害当事者の声を政策に反映させることが求められている。これまでの障害当事者の声は、主として障害者運動団体が意見収集し、地方自治体に政策提言活動を行ってきた。しかしながら、近年の地方においてはその障害者運動が衰退している現状がある。したがって、地方自治体は障害当事者の意見を把握し十分に政策反映されていない状況が予想されるが、研究がまだ積み重なっておらず明らかではない。そのため、本研究は地方自治体が障害当事者の意見を把握し政策反映しているかを明らかにし、さらには地域自立支援協議会における「障害当事者の声」の政策反映モデルを構築することに取り組む。

会議などに参加することのない大多数の障害当事者の意見を集めるための方法

(1) 前提

- ・問題意識：障害者運動が衰退していて、団体が当事者の意見を取りまとめて行政に届ける力が弱くなってきている。
若い当事者が意見を出せる場が少ない。
当事者が意見を出す場があっても十分に周知がされていない。
当事者は、意見を出すことが難しい方もいる。
当事者が本音を言うことが出来る場が少ない。
- ・目標：①多くの当事者の意見を収集できる仕組みづくりを目指す。
②当事者が本音を話すことのできる環境づくりを目指す。
③当事者の障害種別に配慮した意見収集を目指す。

(2) 意見収集のテーマ設定について

- (案1) 当事者の本音を聴く
- (案2) 政策の中で十分に意見収集できていないテーマ
- (案3) テーマを設けずに幅広い意見収集をする

(3) 障害種別を越えた意見収集の方法

①インターネットの活用

- ・目的：若い世代を中心とした大多数の障害当事者の意見の収集
- ・時期：2022年秋頃、通年
- ・内容：○姫路市地域自立支援協議会のホームページを作成し、掲示板を設置する。
○姫路市地域自立支援協議会のInstagramのアカウントを作成する。
- ・メリット：若い人が意見を言いやすい。匿名性があるので意見を出しやすい。
- ・デメリット：匿名性があるため、姫路市外の人が意見を述べる可能性がある。

②タウンミーティングの開催

- ・目的：当事者同士の交流
- ・時期：2023年冬頃、年1回
- ・内容：
○障害当事者の意見を収集し、交流ができる
○ピアサポーターの育成の一環となる
- ・メリット：障害当事者同士が交流することによって、意見を出すことが難しい人に対してアプローチできる可能性がある。
- ・デメリット：意見収集できるのが参加者に限られる
- ・検討事項：参加者人数、会場、Zoom参加もできるようにするか

③サロン（仮）を通じてピアサポーターの養成

- ・目的：サロン（仮）に参加した障害当事者がピアサポーターとなる
- ・時期：2022年夏以降、年3回
- ・内容：
○タウンミーティング、サロンに参加した当事者がピアサポーターとなっていく
- ・メリット：障害当事者同士が学び、相談できる体制が充実する。
- ・デメリット：ピアサポーターの育成には時間を要する可能性がある。
- ・検討事項：参加者人数、会場

(4) 障害種別に対する配慮した意見収集の方法

- ・上記以外に、メール、電話、手紙などの複数の窓口をつくる。

<出された意見のまとめ>

◆ 意見収集の方法

- インターネット・タウンミーティング・サロンを通じてのピアサポーターの養成を行っていききたい。
- インターネットに関してはテーマを設定せず、自由に情報を集める。タウンミーティング、サロンについてはテーマを意図的に設定することで段階的に色んな人に参加してもらおう。

◆ 意見の取りまとめの方法

- 主体としては団体から世話人を出してもらい、その方を中心に意見をまとめていく。
- 当事者に声をだしていただくことに主体をおく。

◆ 今後の取り組み

- 案を修正して今年の6月の自立支援協議会の全体会で実施について審議し、今年の6月以降に実際に行っていきたい。

進路・就労プロジェクト【しごと部会】

テーマ：「就労支援体制のあり方について」

- ・ 10月18日 第1回 姫路市における就労アセスメントの体制について
- ・ 1月17日 第2回 オンライン研修会「就労アセスメントの意義と方法について」

	会議構成員
1	姫路市立かしのきの里
2	きらら
3	LITALICO ワークス姫路
4	キャリアサポートセンター姫路
5	ウェルビー姫路駅前センター
6	ハンズ姫路
7	姫路市立障害者支援センター
8	マンパワーサポート姫路
9	マイドリーム
10	就労移行支援 Change
11	むれ咲き
12	指定特定相談支援事業所 そると
13	北部ひめりんく
14	姫路市基幹相談支援センター
15	職業自立センターひめじ
16	障害福祉課

第1回 姫路市における就労アセスメントの体制について

<出された意見のまとめ>

◆ 就労アセスメント実施についての市としての考え方、目指す方向性

- ◆ 就労アセスメントについて、職業自立センターひめじで行う対象者は、企業就労を目指しており、就労習慣のついている者の利用を原則とし、就労経験等がなく、福祉就労等の利用を目的としたアセスメントは、就労移行支援事業所で受ける方が望ましい。その際には障害福祉サービス受給者証が必要。
- ◆ 就労能力の把握ができていない場合、やはり積極的に就労移行支援の支給決定を行い、アセスメントを1回でも行うべきではないか。現に国もその方針である。
- ◆ 就労アセスメントの本来の意味は、利用者本人がどういった形でどこに働く場を求めれば一番良いのかをわかるためのものなので、就労継続支援B型に行くためのものではない。
- ◆ 基本的に定員外の受け入れは考えていない。今現在、空いている事業所でアセスメントを受けていただきたい。

◆ 相談を進めていく上での問題点

- ◆ 相談がまだ慣れていないというところで、経験値の差があったりするため課題がたくさんある。有効な研修が必要である。
- ◆ 就労継続支援B型を希望される方の障害特性や状態は非常に幅が広く、障害種別も様々ですが、就労移行支援事業所で対応は可能か？
 - 就労継続支援B型や生活介護を併設している事業所もあるので、ある程度幅広く対応は可能である。
 - 事業所によって、主に対応している障害種別があるので、利用者のニーズに沿って、事業所を選んでいただくことが必要である。
 - 就労移行支援事業所は11か所あるので、全部を見て回る機会は少ないとは思いますが、事業所としての持ち味というものを利用者や相談支援事業所に提供する場があっても良いのではないかと。
- ◆ アセスメントに必要な期間、通所回数、アセスメントと内容、評価結果のフィードバック方法はある程度統一されているのか？
 - 期間としては1ヶ月から2か月を想定しており、原則として毎日通っていたく形で考えている。利用者がどうしても毎日行くことがむずかしい場合は例外として認めていくことがある。
 - フィードバックについては、各事業所の様式で行われている。就労移行の評価内容はある程度統一している。
 - 評価票だけ見ても、どういう作業内容でどういうプログラムで評価しているかはわからない。事前に示すことができればわかりやすいのではないかと。
- ◆ 相談支援事業所に対して求められることは？
 - 相談支援、就労移行、職業自立の役割の違いや受け持ちの違いを説明する機会が必要ではないか。相談事象所の全体会で説明する予定である。

◆ 就労アセスメントの支給決定について

◆ 就労アセスメントにおけるサービス等利用計画。

- 過去には1週間くらい体験という名目でただで就労移行にアセスメントするようなことがあったようだが、体験というのは見学も含めて1～2時間くらい作業をすることだと認識している。
- サービスを利用されている方の就労アセスメントを積極的に活用していく方向にはなっていく。就労アセスメントを活用する際は体験実習ではなく暫定支給をうった状態で就労アセスをするのが原則。
- 相談支援事業所がなかなか決まらない。今は「ひめりんく」を通して、だいぶつながりやすくなった。
- サービスを利用していなくて相談もついていない方に対しては、特別支援学校在籍の方を優先的に障害福祉課が相談支援事業所を割り振る。一般の高校からの方が就労アセスメントを受けて一般就労ができずに移行支援や自立訓練が入る場合は、4月の時点ではセルフプランになる場合がある。
- セルフプランについて大事なことは、せっかくご本人が行ってみようと思っっている気持ちを削がないようにしていただきたい。入り方がどうであれ、相談と移行、行政がケースごとに検討していく必要がある。

◆ 本人・家族の情報提供

- 最初に本人の概要・障害種別・年齢・居住地、どのような目的で使いたいということをお伝えさせてもらった上で、段階的に情報は提供させていただいている。
- レアなケースとして自分の情報は自分で伝えたいということもあるので、その際は、事業所に連絡をとってご本人の了解が得られなかった旨を伝えさせてもらっている。
- まずは電話でご本人さんの簡単な情報をいただいて見学に来ていただく。正式利用が決まったら書面でいただくようにしている。書面が後回しになる場合もある。

まとめ

就労アセスメントのいいところは、就労移行・相談支援・就労継続支援A・Bの共通言語になり得ることである。そのためには、この自立支援協議会で姫路市においてアセスメントの仕組みを定着させることが必要である。

障害者が就労していくためには大きく3つの要素が必要になってくる。まずは働く意欲やモチベーション、そして働くための能力、働くための環境として合理的配慮や生活面の配慮。これらが全て揃ってこそ働くことができるのだらうと感じている。

課題としては、意欲がなくなっていくうちに早く支援につなげることが大きなポイントであり、そのためには支給決定や相談のプランニングをいかに迅速に進めていけるかが、鍵になる。障害福祉課からもセルフプランの活用であったり、「ひめりんく」の活用が出たので意欲をそがない状況でサービスにつなぐことができればと感じた。

第2回 しごと部会・事業者部会合同オンライン研修会

障害のある方の就労アセスメントや就労のしくみについては、今までも議論を重ねてきたが、第1回目の議論を踏まえて、「就労アセスメントの意義と方法について」をテーマに、就労支援事業所と相談支援事業所を対象に以下の通り、研修を行った。

研修名： しごと部会・事業者部会合同オンライン研修会

日時： 2022年1月17日（月）15：00～17：00

場所： Zoomによるオンライン

内容： 「就労アセスメントの意義と方法について」

講師 中島哲朗氏

（鳥取県米子市 障がい者就労定着推進センター 所長）

・障害者就労支援を取り巻く状況について理解を深め、就労アセスメントの意義と方法について学ぶ。

参加者： 就労支援事業所と相談支援事業所 34名

主な感想：

- 相談支援の立場からも就労アセスメントの有意義なことがとてもよく分かりました。自分の作成した計画との親和性も図っていきたいと思いました。
- とても勉強になりました。改めて利用者の出来る事を見つける支援を展開して参ります。
- アセスメントの基本的な考え方が分かってよかった。
- 基礎から分かりやすく教えて頂き、自分たちの支援と照らし合わせて考える事ができ、とても参考になりました。アセスメントの取り方について、伸びしろ、配慮事項のチェックをしていく事は知らなかったので取り入れていきたいと思います。
- 障害者が、どこで働くか、どのように働くかについて、就労アセスメントを通じて全人的に捉えていくことが重要であり、事業所としての役割を改めて認識させていただき良い機会となり大変参考になりました。
- アセスメントの統一は良いと思います。障害者も安心して楽しく生きれる社会にする為に、出来ないから諦めではなく、サポートして出来る事を増やしていける支援者になりたい
- 他県の就労アセスメント様式を見させて頂くのは初めてでした。採点の方法や考え方、活用の仕方について知ることができ、大変勉強になりました。
- 利用者の個々の就労支援の為の評価シートを利用することで、利用者への「のびしろ」「配慮」についての共通認識が出来る事が分かりやすく説明をして頂きました。今後の事業所での利用者支援を行う上でとても勉強になりました。

児童支援プロジェクト【こども部会】

テーマ：「学校・放課後児童クラブ・事業所との連携について」

- ・9月27日 第1回 連携における現状と課題の把握
- ・12月17日 第2回 連携の具体的な方法

会議構成委員	
1	姫路市総合福祉通園センター
2	姫路市総合教育センター育成支援課
3	姫路市立飾磨小学校
4	姫路市こども総務課 放課後児童クラブ推進室
5	プレイジム
6	障害児通所支援書写ひまわりホーム
7	ゆめくらぶ
8	姫路市障害福祉課

第1回 連携における現状と課題の把握

<出された意見のまとめ>

1. 姫路市放課後児童クラブの概要と現状について

- ◆ 小学校の放課後等に保護者の就労等による留守家庭児童を対象として児童の健全な育成を図る事業
 - 市内69の小学校校区のうち家島、坊勢を除く67校区において事業を実施。
 - 放課後児童クラブは40名を1支援としている。支援員を2名配置することになっている。要支援児童に対しては加配でもう1名の支援員が配置される。
 - 加配については、現状32クラブで34人である。
 - 障害児の対応課題として、多動の児童は受け入れが難しいところがあり、各児童クラブにより体制がまちまちになっている。部屋からの飛び出し、他の児童に手がでてしまうなど、児童の安全面に関する事で対応に苦慮している。

2. 姫路市放課後児童クラブを交えた連携で感じられる課題

- ◆ 障害児を受け入れていくうえでの専門性
 - 継続的な研修の機会の確保が重要。
- ◆ 児童クラブと学校と事業所の関係の構築。
 - 問題に対し、それぞれの機関で連携を図ることはあるが、子どもを主体としての共通理解ができない。
 - 一緒に話をする機会がなく、顔が見える、話ができる関係づくりが重要。
 - 各関係機関をつなぐところが必要。相談支援がその役割を果たせるか？
 - 連携をとりやすくするために窓口を決めるなど、システム作りが重要。

- ◆ 連携を図る上での個人情報の取り扱いと線引き
 - 保護者の同意とルール作りが必要。
 - 情報の管理体制や契約など行政機関と民間事業者のしくみに違いがある。
 - 保護者の意識や考え方によるところが大きい。
- ◆ 保護者の意見を吸い上げる方法
 - 事業者も児童クラブも、保護者としては意見があったとしても言えないのが現実。
 - ホットラインのような身近な相談先が必要である。
 - 問題が起こった場合、姫路市と事業所間でのよりよくするための会議が必要である。
- ◆ まとめとして
 - この3月に国から放課後児童クラブの評価基準が出た。まさに今日の会議で出た保護者との連携、学校との連携、障害者の方を受け入れる専門性についてのしくみづくりが評価基準に入っている。今後、放課後児童クラブの存在が地域の中で増していく。福祉の専門性を地域にどう展開していけるか。システム作りが重要だと思う。

第2回 連携の具体的な方法

<出された意見のまとめ>

1. 学校・放課後児童クラブ・事業所との連携について出来ること

- ◆ それぞれの機関が出来ること
 - 心配事等があれば、保護者との連絡を密にとれるのが学校だと考えている。
 - 放課後児童クラブの職員も学校関係のOBが多くいるので、学校との関係は密に取りやすいと思う。
 - 子どもたちの最適な環境づくりとして、安心して通う事ができて楽しみを感じられる場を特性に合わせて提供していくのが放課後等デイサービスの役割だと思っている。
 - 放課後等デイサービスからは学校での様子を知りたい。そのためには相談員が見つけないでほしいと言われるが、難しいことが多い。問題行動がある児童に関しては学校へ訪問することもある。
- ◆ 連携に向けた具体的な取り組み(提案)
 - それぞれの連携にキーになる人(教頭、児童発達支援管理者、施設長・室長)を決めていく。
 - 入所の時に学校との連携が必要な際は、同意書に記入があれば情報提供ができるようにする。
 - 個別支援計画を作成するときに、どこを利用しているか、担当は誰かを記載し、変更がある都度、記載と情報の共有は絶対怠らない。
 - 先進的な事例として冊子のようなものを配布して参考にする。
 - 関係性がしっかりできているところを参考に、モデル校になってもらいたい事例

を加えていけたらいいと思う。

- 連携のための共通様式を作ってはどうか。
- 県のトライアングルのマニュアル（教育・家庭・福祉の連携マニュアル）を参考に姫路版をつくればどうか。
- トライアングル会議（教育・家庭・福祉の連携会議）が出来ないか。

まとめ

部会での議論を通して、組織の考え方の違いや保護者の意識の格差など、連携の課題と必要性は浮き彫りとなった。一方で、学校と放課後等デイサービスなどより良い連携が図られている事例もうかがえた。また、学校や事業者においては、子どもの生活と成長を中心とした情報共有や連携を深めていく役割を担っており、部会での具体的提案をもとに以下の視点で仕組み(システム)を作っていくことが重要と思われる。

<障害のある子どもの支援の連携に必要なこと>

1. 障害のある子どもの支援における情報の一元化。
2. 連携モデルの明確化。
3. 連携を図る各機関の役割の明確化。
4. 教育・家庭・福祉が話し合う機会（トライアングル会議）の実施方法。
5. 連携を図るためのツール（トライアングルのマニュアル）作り。

日中サービス支援型グループホーム部会

テーマ：「日中サービス支援型グループホームについて」

- ・7月28日 第1回 日中サービス支援型グループホームに期待すること
- ・第2回（書面開催）日中サービス支援型グループホームの運営状況報告・評価

	会議構成員
1	姫路市立広畑障害者デイサービスセンター
2	ゆめさきの家
3	みんなの家
4	香翠寮
5	相談支援事業所 ふらっと
6	相談支援事業所 あい
7	暮らし支援センター かしのみ
8	認知症高齢者グループホーム つむぎ
9	姫路地区手をつなぐ育成会
10	関西福祉大学 社会福学部
11	姫路市障害福祉課

第1回 日中サービス支援型グループホームに期待すること

- 前回の意見の概要並びに質疑応答
- 開設予定事業についての説明及び意見交換1
- 開設予定事業についての説明及び意見交換2

<会議に出された意見のまとめ>

今年度よりくらし部会で検討していた日中サービス支援型グループホームについて、新たに「日中サービス支援型グループホーム部会」を立ち上げ、その整備状況や活動の状況を検証することとしたい。

○ 開設予定事業についての説明及び意見交換1

- ◆ 姫路市の利用者の状況
 - 利用される方の生活状況などをみて、ふさわしい方を選定している。
 - できれば姫路市の方を優先にとは考えている。
 - 姫路市で開設するのであるなら市内の方で、必要とされている方を受け入れていただきたい。
- ◆ 既設のグループホームの状況について
 - 全員が日中活動を予定しており、絵画などされる方にはサポートとして画材を一緒に買いにいたりしている。また、週末にはお菓子作りなどもしている。生活に慣れていただくために楽しみになるものを考えている。

- 年齢層は、18歳から65歳までの方がいる。
- 利用者同士でトラブルになり、喧嘩に発展したり、窓から抜け出したりといったこともある。
- 職員は、介護施設等で勤務経験のある方というより、障害のある子どもを持つ親御さんが来てくださっている。
- ◆ 研修について
 - 全員が集まっては難しい。2～3人で仕事終わりに、もしくはZoom等も使うことも考えている。しかしながら、Zoomだけでは伝わりにくいところもあるため対面でも行いたいと考えている。
- ◆ 社会資源との連携について
 - 近隣の医療機関との連携や地域相談窓口「ひめりんく」とも連携を図っていただきたい。
 - 移動支援の活用などを通して、社会参加のために制度の中で社会資源を利用してもらいたい。
- ◆ まとめとして
 - 日中サービス支援型グループホームの特徴を生かすとすれば、入所施設との差別化が必要である。そのことを事業所開設にあたって利用者、地域にもわかるようにしていただきたい。これなら小さい施設と一緒にではないかとなれば発展はむずかしい。
 - 日中支援の充実について、行動障害の方が対象者になっているのでプログラム化が明確でないといけない。

○ 開設予定事業についての説明及び意見交換 2

- ◆ 利用対象者について
 - 障害種別に関係なく、幅広く受け入れたい。
 - 重度の方が対象となっており、生活する空間となればすべての方が対象というのはイメージしにくい。
 - 姫路市内のグループホームで、精神障害や知的障害を対象とする施設は今のところある。身体障害者と知的障害をあわせてお持ちの方のグループホームは少ないので想定されてみてはどうか。
- ◆ 職員体制と研修について
 - 管理者は就労継続支援B型の経験を持っている。数名は経験者に依頼をしている。
 - 今は定まった研修はない。外部の方にも協力してもらって研修をしていきたい。
 - 閉じられた空間になってしまうので、虐待に関する研修は必ずしてもらいたい。
 - 認識の違いもあるので様々なことを想定して具体的な研修計画を立ててほしい。
- ◆ 食事について
 - 現地調理を考えている。
- ◆ 地域の方との交流について
 - 施設の隣接する住民の方への説明はもう終わっている。校区への説明はまだである。

- 障害をお持ちの方がどういう生活をされているのか理解されていないので周知していくことが重要である。
- ◆ 金銭管理について
 - 金銭管理はかなりデリケートな問題であるので、ご家族・ご本人様ともしっかり話をしてもらいたい。
- ◆ まとめとして
 - 日中サービス支援型グループホームの事業に参入してもらいたい。しかし、中身が何も具体的ではない。さまざまな支援をされていることからすごく期待している。
 - 障害者の方の声を取り入れていただくことが大切である。いろんな関係各所と連携をとり意見交換をしっかり重ねていただきたい。

以上

生産活動振興事業検討部会検討概要

テーマ：「家老屋敷跡便益施設の今後のありかたについて」

- ・2020年12月15日 第1回 生産活動振興拠点に期待すること
- ・2021年4月19日 第2回 生産活動振興事業の運営について
- ・2021年8月4日 第3回 生産活動振興事業に関する提案のとりまとめ
- ・2022年2月4日 第4回 生産活動振興事業の今後の運営等について

	会議構成員
1	姫路市身体障害者福祉協会
2	姫路地区手をつなぐ育成会
3	姫路市精神保健福祉連合会（ひめかれん）
4	姫路市作業所連絡会（ひめされん）
5	職業自立センターひめじ
6	若葉福祉作業所
7	障害者支援事業所 くるみ
8	障害福祉サービス事業所 スワン
9	姫路市障害福祉課

<会議に出された意見のまとめ>

本部会においては、家老屋敷跡を利用しての生産活動振興事業について検討し、今後の姫路市における生産活動振興のあり方を提言する。

<生産活動振興拠点（家老屋敷跡便益施設）のねらい>

1. 障害者への理解を深めるための重要な拠点として。
2. 障害当事者を含め、様々な方（施設）が参画できる場として。

<生産活動振興拠点（家老屋敷跡便益施設）の事業のコンセプト>

1. 生産活動の販売拠点。利用者の工賃上昇のための福祉アンテナショップ。
2. 働く場としての拠点。それぞれの障害の特性を活かした働く場
3. 表現する拠点。アートなど自己表現をする場

<生産活動振興拠点（家老屋敷跡便益施設）の運営>

1. 一つの団体で運営するのではなく、協働によって組織を作り、運営していく。
2. 非営利性や中立性の観点から姫路市として運営に関与していくべき。
3. 姫路市において家老屋敷跡便益施設における拠点作りは必要であり、まずは出来ることから進めていくべき。

<生産活動振興拠点（家老屋敷跡便益施設）の運営モデル案>

1. 姫路市が設置主体となり、家賃や基本的な設備を負担
2. 自立支援協議会のもとで、運営協議会を設置し、運営方法を検討

3. 拠点利用する団体を選考し、利用にかかる費用は各自負担
4. 売り上げは、拠点を利用する団体に還元
5. 施設管理は、利用団体の中で、当番制にし、ボランティアで行う。

＜生産活動振興拠点（家老屋敷跡便益施設）の課題と展望＞

1. 姫路市・各団体との連絡調整ができる事務局は必要である。
2. 事務局をおく場合の人件費の捻出を検討していただきたい。
3. 最初(今年度)は、今ある資源をもとにギャラリーや作品コンクールの展示など障害福祉の情報の発信の場として活用していただきたい。
4. 将来的には、障害者施設だけでなく、地域の企業とも連携していくことが重要である。
5. 将来的には、姫路市から助成してもらうのではなく、民間の事業所、他分野も含んだ組織・団体に運営を独立した拠点をを目指す。

＜生産活動振興拠点（家老屋敷跡便益施設）の今後の運営等について＞

前回の会議内容を受け、市内部で下記の方向性を決定

1. 当面、市が家賃、光熱費を負担
2. 生産活動品の販売拠点として
 - 姫路城又は姫路の土産物としての生産活動品を開発・販売
3. 障害者アートの発信拠点として
 - アールブリュット*として注目されている機会をとらえて、障害者アートを発信
4. 運営協議会を運営会議として、詳細を検討する
 - メンバーは現委員の中から数名と随時関連事項のアドバイザー、市で構成する。

*「生（き）の芸術」を意味するフランス語。文化庁等により「日本博を契機とした障害者の文化芸術フェスティバル Art Brut CREATION Nippon」が開催される。

以上

令和3年度 姫路市障害者虐待防止センター 通報・相談件数

1 通報・相談件数

	R3.4	R3.5	R3.6	R3.7	R3.8	R3.9	R3.10	R3.11	R3.12	R4.1	計
平日 (9時～17時)	3	7	7	7	10	1	3	4	7	6	55
平日夜間 ・休日	1	1	1	1	1	1	0	0	1	1	8
計	4	8	8	8	11	2	3	4	8	7	63
うち虐待が認め られたケース	0	3	1	2	0	0	1	0	0	0	7

2 類型

	養護者	施設従事者	使用者	その他 (虐待防止セン ター以外の管轄に なる、虐待が疑わ れる案件)	虐待以外	合計
件数	31	10	0	6	16	63
うち虐待が 認められたケース	3	4	0	0	0	7

3 虐待の種類(複数回答有) ※障害者虐待の3類型(養護者、施設従事者、使用者)についてのみ

	身体虐待	ネグレクト (介護放棄)	性的虐待	心理的虐待	経済的虐待	合計
件数	22	4	5	9	2	42
うち虐待が 認められたケース	4	0	3	0	0	7

4 虐待を受けた人の障害(複数回答有) ※障害者虐待の3類型(養護者、施設従事者、使用者)についてのみ

	身体障害	知的障害	精神障害	発達障害	その他の障害	合計
件数	4	23	17	3	0	47
うち虐待が 認められたケース	1	6	0	2	0	9

5 年度別通報・相談件数推移

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度
件数	65	47	37	52	54	75
うち虐待が 認められたケース	7	3	3	5	8	6